令和４年 10 月 25 日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公 印 省 略）

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の介護老人保健施設等での円滑な投与について」の周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、令和４年９月 16 日付日医発第 1192 号（介護）「『新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオカプセル）の薬価収載に伴う介護老人保健施設等での活用等について』の周知について」の内容を踏まえ、老健等における本剤の円滑な投与の体制を確保するにあたっての留意点等について、厚生労働省老健局より事務連絡が発出された旨の連絡です。

当該事務連絡では、下記の留意点が示されております。

〇保険医療機関により本剤の投与を行う場合、特に併設の保険医療機関を有さない老健等においては、協力病院をはじめとした外部の保険医療機関の協力が必要なため、老健等からの依頼があった場合、協力病院等におかれてはご対応をお願いしたいこと。

〇本剤の円滑な投与をはじめとした必要な体制を確保するにあたっては、老健等及び協力病院等での連携体制の事前確認等について、検討していただきたいこと。

〇老健等の入所者に対して、外部の医療機関の医師が本剤の処方を行うにあたっては、外部の医療機関の医師が往診すること以外に、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守することで、電話や情報通信機器を用いて診療することも可能であること。

〇高齢者施設等において患者又は代諾者の同意書がその場で取得できない場合の対応については、「高齢者施設等における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル及びパキロビッド®パック）の活用方法について（改定）」（令和４年９月 20 日付厚生労働省事務連絡）を参照のこと。（※令和４年９月 28 日付日医発第 1268 号（介護）（健Ⅱ）（技術）にて連絡済。）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

〇「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ®カプセル）の介護老人保健施設等での円滑な投与について」の周知について
（令 4.10.14 厚生労働省老健局老人保健課、医政局医事課、保険局医療課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡）

＜担当＞大阪府医師会地域医療２課（西井・吉田・澤野）
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002　FAX: 06-6765-3737